

## Ⅱ 学力基準

学部	別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績指数が2.0以上であること。ただし、1年次（編入学等により途中年次に入学した者を含む）の最初の期は、入学試験の合格をもって適格とする。
研究科 (連合農学研究科を除く。)	別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績指数が2.0以上であること。ただし、1年次の最初の期は、入学試験の合格をもって適格とする。
連合農学研究科	主指導教員による学業成績評価がAであること。ただし、1年次の最初の期は、入学試験の合格をもって適格とする。

### 補則

- ① 学業成績指数は、以下のとおり算出するものとする。また、小数点第2位以下については切り捨てるものとする。  
学業成績指数 = (秀 (A) ・優 (B) の単位数 × 3点十良 (C) の単位数 × 2点十可 (D) の単位数 × 1点) ÷ 合計修得単位数
- ② 附属幼稚園、附属特別支援学校の高等部の学力基準の判定については、附属幼稚園及び附属特別支援学校で定めるものとする。
- ③ 母子・父子世帯に属する者、申請者本人が障害者である者等については、要件を多少緩和する。